

○可児市企業立地促進条例

平成13年 6 月22日

条例第20号

改正 平成17年 4 月21日 条例第55号

平成20年 9 月26日 条例第37号

平成23年12月22日 条例第20号

平成27年 6 月19日 条例第18号

平成28年 3 月24日 条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、本市における企業の立地を促進するため必要な奨励措置を講じることにより、産業の振興と雇用の促進を図り、もって本市の経済の活性化と市民生活の安定に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所等 次に掲げる事業を営むための用に供する事業所、工場、事務所、研究所その他の施設をいう。

ア 製造業 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）に掲げる大分類Eの製造業をいう。

イ 情報通信業 産業分類に掲げる大分類Gの情報通信業をいう。

ウ 運輸業 産業分類に掲げる大分類Hの運輸業、郵便業をいう。

エ 小売業 産業分類に掲げる大分類Iの卸売業、小売業のうち中分類61の無店舗小売業をいう。

オ 研究開発事業 高度な工業技術の開発を行う事業、高度な工業技術を製品の開発若しくは生産に利用する事業又はバイオテクノロジー若しくはナノテクノロジーを利用する事業に係る基礎研究、応用研究若しくは製品開発研究を行う事業で、市長が特に認めるものをいう。

カ コールセンター事業 コンピューター、専用通信回線等を利用して、顧客サービスに係る業務を集約的に行う事業をいう。

キ データセンター事業 コンピューター、専用通信回線等を利用して、顧客に係るデータを集約的に管理、分析又は処理する事業をいう。

ク ソリューションセンター事業 システム構築等を行うに当たって生じる問題に対し、適切な支援等を行う事業をいう。

ケ その他の事業 この条例の目的を達成するために市長が特に必要があると認める事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に係るものを除く。）をいう。

(2) 事業所等の設置 次に掲げる事業所等の新設、増設又は移設をいう。

ア 新設 市内に事業所等を有しない者が市内に新たに事業所等を設置すること又は市内に事業所等を有するものが既設の事業所等と産業分類の中分類が異なる事業所等を新たに市内に設置すること。

イ 増設 市内に製造業、運輸業、小売業又は研究開発事業に係る事業所等を有する者が当該事業所等の業務を継続しつつ、当該事業所等と産業分類の中分類が同じ事業所等を新たに市内に設置すること（既設の事業所等の敷地内又は隣接地に拡充する場合を含む。）。

ウ 移設 市内に製造業、運輸業、小売業又は研究開発事業に係る事業所等を有する者が、当該事業所等及びその全機能を市内の他の場所に移転すること（公共事業による場合を除く。）。

(3) 事業者 市内に事業所等を設置する者をいう。

(4) 操業開始 事業所等を設置して第1号に規定する事業のいずれかを開始することをいう。

(5) 投下固定資産 事業の用に直接供するもの及び規則で定めるもののうち、新たに取得し、又は建築した土地（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号ロの規定による連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業及び当該事業の要件を満たすと市長が認める事業で、昭和45年4月1日45企庁第484号による特約内容を付した売買予約及び土地使用貸借契約を締結し、かつ、固定資産税相当分を事業者が負担している土地の場合を含む。以下同じ。）、建物及び償却資産で次のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

ア 操業開始前5年以内に取得した土地

イ 操業開始前1年以内に建築し、又は取得した建物

ウ 操業開始前1年以内に取得した償却資産

(6) 投下固定資産の総額 投下固定資産の取得価額（前号に規定する売買予約及び土地使用貸借契約に係る土地の場合は、売買予約価額をいう。）の合計額をいう。

(7) 新規雇用者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。ただし、関連企業間の異動者を除く。

ア 操業開始に伴い、操業開始前1年以内に新たに雇用された者及び操業開始以後に、当該新たに雇用された者の退職に伴う補充として雇用された者

イ 事業所等の設置に伴う償却資産の自動化により新たに形成された業務に従事する者として雇用された者

(8) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(奨励措置)

第3条 市長は、事業者に対し、奨励措置として次に掲げる奨励金を交付することができる。

(1) 事業所等設置奨励金

(2) 雇用促進奨励金

(事業所等設置奨励金の交付額等)

第4条 事業所等設置奨励金の交付額は、投下固定資産に対して賦課された固定資産税相当額（1,000円未満切捨て）とする。

2 事業所等設置奨励金の交付期間は、操業開始後初めて賦課される固定資産税の課税年

度を初年度として5年度とする。

- 3 可児市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年可児市条例第11号）第2条第1項の規定により同項の税率の適用を受けることができる事業者であつて、当該税率の適用を受けていない者に対する事業所等設置奨励金の交付額は、第1項の規定にかかわらず、投下固定資産に対して当該税率の適用があつたものとみなして算定した固定資産税相当額（1,000円未満切捨て）とする。

（雇用促進奨励金の交付額等）

第4条の2 雇用促進奨励金の交付額は、操業開始の日に本市に住所を有する新規雇用者のうち、操業開始の日の属する年の翌々年の1月1日において引き続き本市に住所を有し、かつ、雇用されている者1人につき30万円とし、1事業者につき3,000万円を限度とする。

- 2 雇用促進奨励金は、前条の事業所等設置奨励金の初年度分の交付に合わせて交付する。
（事業者の指定）

第5条 奨励措置を受けることができる事業者については、次の各号のすべてに該当する者のうちから、市長が本市の産業振興等を図る上において適当と認める者を指定する。

（1） 製造業に係る事業所等を設置する者で、敷地面積の過半を都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域（以下「工業地域等」という。）が占めている土地に当該事業所等を設置するもの又は製造業以外の事業に係る事業所等を設置する者で、工業地域等を含む土地その他市長が適当と認める土地に当該事業所等を設置するもの

（2） 操業開始に伴う投下固定資産の総額及び新規雇用者の数が、別表の基準に該当する事業所等を設置するもの

（3） 市税その他諸納付金の滞納がないもの

- 2 市長は、前項の指定をするときは、公害防止に関する協定の締結等必要な条件を付すことができる。

（指定の申請）

第6条 前条第1項の指定を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

（変更の届出等）

第7条 第5条第1項の指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）及び前条の申請をした事業者（以下「指定事業者等」という。）は、当該指定に係る申請事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、指定事業者等から前項の届出があつたときは、指定について必要な条件を追加し、又は変更することができる。

（指定の取消し等）

第8条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すとともに、奨励金の交付を中止し、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

（1） 別表に規定する新規雇用者の数を欠くことになったとき。

（2） 第5条第2項又は前条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

- (3) 操業の休止若しくは廃止又はこれと同様の状態に至ったとき。
- (4) 事業所等をその事業以外の用途に供したとき。
- (5) 偽りその他不正行為により奨励措置を受けたとき。
- (6) 市税その他諸納付金の滞納があるとき。
- (7) この条例又はこの条例に基づく規則に違反する行為があったとき。
- (8) その他市長が奨励措置を講じることが不相当と認めたとき。

(報告及び調査)

第9条 市長は、指定事業者等に対し、指定（指定に係る申請を含む。）に係る事業所等の設置その他について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成13年7月1日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の可児市企業立地促進条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に第6条による指定の申請のあったものから適用する。
- 2 施行日前において改正前の可児市工場誘致条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項による指定の申請のあったものに係る奨励金の交付については、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において旧条例第8条第3項の規定による可児市工場誘致推進委員会委員の任命を受けている者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず同日までとする。

付 則（平成17年条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第37号）

- 1 この条例は、平成20年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の可児市企業立地促進条例の規定は、施行日以後に操業開始をする工場等に係る奨励金について適用し、施行日前に操業開始をした工場等に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年条例第20号）

- 1 この条例は、平成24年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の可児市企業立地促進条例の規定は、施行日以後に操業を開始する事業所等について適用し、施行日前に操業を開始した事業所等については、なお従前の例による。

附 則（平成27年条例第18号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第11号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

1 新設の場合

事業		投下固定資産の総額	新規雇用者の数
製造業 運輸業 小売業	中小企業	1億5,000万円以上	5人以上
	上記以外	3億円以上	
情報通信業		3,000万円以上	
研究開発事業		1億5,000万円以上	
コールセンター事業 データセンター事業 ソリューションセンター事業		5,000万円以上	
その他の事業		3,000万円以上	

2 増設又は移設の場合

事業		投下固定資産の総額	新規雇用者の数
製造業 運輸業 小売業	中小企業	5,000万円以上	5人以上
	上記以外	1億円以上	
研究開発事業		5,000万円以上	